



## 消防法令改正に伴い

# すべての飲食店に消火器の設置が義務付けられました

平成28年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店にも令和元年10月1日から消火器の設置が義務付けられました。

### 新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 建物の延べ面積が150㎡未満  
※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。
- 2 業として飲食物を提供するため、こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

※こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置（調理油過熱防止装置など）が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。



### 消防用設備等の点検・結果報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

- 機器点検：6か月に1回
- 点検報告：1年に1回（飲食店を営業する区の消防署あて）

# 消火器の不適正販売・点検にご注意ください

消火器の不正な訪問販売や点検による高額な請求の被害に遭わないよう、ご注意ください。

＜被害にあわないための注意点＞

- ・消防職員や消防団員が消火器などの訪問販売（斡旋を含む。）をすることはありません。
- ・点検業者が来たときは、契約業者かどうか確認し、身分証明などの提示を求める。
- ・安易に書類などにサインをしたり、押印をしない。
- ・不正を感じたらはっきりと購入、点検を拒否する。
- ・相手が脅迫的な行動に出たときは、警察（110番）に通報する。

## 消火器の使い方について

黄色いピンを抜く



ホースを持つ



レバーを握る



### ＜重要＞ 消火器による初期消火を中止する判断基準

天井に炎がとどく、又は天井に燃え移った時点で  
初期消火を中止し、すぐに避難してください。

鶴見消防署	503-0119	神奈川消防署	316-0119	西消防署	313-0119
中消防署	251-0119	南消防署	253-0119	港南消防署	844-0119
保土ヶ谷消防署	342-0119	旭消防署	951-0119	磯子消防署	753-0119
金沢消防署	781-0119	港北消防署	546-0119	緑消防署	932-0119
青葉消防署	974-0119	都筑消防署	945-0119	戸塚消防署	881-0119
栄消防署	892-0119	泉消防署	801-0119	瀬谷消防署	362-0119

ご不明な点やご相談は、  
最寄りの消防署予防課までお問い合わせください。

令和元年9月発行  
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9  
横浜市消防局指導課 電話：045-334-6408